

筑 観 第 7 号
令和 8 年 7 月 8 日

関東運輸局長
藤 田 礼 子 殿

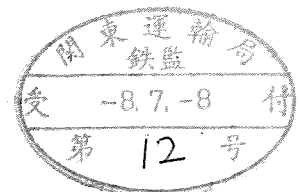
茨城県つくば市筑波 1 番地
筑波観光鉄道株式会社
取締役社長 枝 村 誠

鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請書

今般、鉄道事業の旅客運賃の上限を下記のとおり変更いたしたく、鉄道事業法第 16 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添付のうえ申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
茨城県つくば市筑波 1 番地
筑波観光鉄道株式会社
取締役社長 枝 村 誠
2. 変更しようとする運賃を適用する路線
筑波山鋼索鉄道線（宮脇駅 ～ 筑波山頂駅） 1.6 km
3. 変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法
別紙 1 のとおり。
なお、すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。
4. 変更を必要とする理由
別紙 2 のとおり
5. 添付書類
別紙 3 のとおり
6. 鉄道事業法施行規則第 32 条第 4 項に基づき、所定運賃を上限の種類、額及び適用方法と同じものとする。



変更しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

申 請	現 行
旅客運賃の計算方法および適用方法	旅客運賃の計算方法及び適用方法
第1. 運賃の計算方法	第1. 運賃の計算方法
1. 普通旅客運賃 (3) 均一制のもの イ. 運賃計算方 運賃は次の額を最高額として別途定める額とする。 大人片道 <u>930円</u> 大人往復 <u>1,860円</u> (小児半額)	1. 普通旅客運賃 (3) 均一制のもの イ. 運賃計算方 運賃は次の通りとする。 大人片道 590円 往復割引 1,070円 (小児半額)
7. 特別割引旅客運賃 (1) 均一性のもの イ. 運賃計算方 運賃は次のとおりとする。 ①株主(京成電鉄)割引乗車券 割引率 <u>2割引とする</u> ②筑波山きっぷ・筑波山ストーリー 大人片道490円 小児片道250円	7. 特別割引旅客運賃 (1) 均一性のもの イ. 運賃計算方 運賃は次のとおりとする。 ①往復セット割引乗車券 大人1,500円 小児750円 (740円) (370円) ②株主(京成電鉄)割引乗車券 大人片道470円 小児片道240円 大人往復860円 小児往復430円 ③ホテル・旅館割引 大人片道540円 小児片道280円 大人往復970円 小児往復500円 ④JAF・SDカード割引 大人往復970円 小児往復500円 ⑤筑波山きっぷ・筑波山ストーリー 大人片道490円 小児片道250円
※①の「株主割引乗車券」については、現行運賃も2割引の金額となります。	

変更を必要とする理由

当社は、霊峰・筑波山への参詣需要の高まりを背景に、大正14年に営業を開始し、筑波山山頂への重要なアクセスとして、多くの観光客や山頂で売店を営む地域住民の皆様にご利用をいただき、令和7年10月に開業100周年を迎えました。

その間、安全輸送の確保に努め、擁壁補強工事や落石防止対策工事等を行ない、また、長らく事業を営む中で老朽化した各種設備の修繕・投資を行ってまいりました。今後についても安全投資や施設の改修は優先的に取り組んでいかなければならない事項となっておりますが、これらの工事費用は物価高騰や円安傾向の影響からますます増加傾向にあります。

このような状況の中で、各種割引乗車券（首都圏新都市鉄道と関東鉄道との「筑波山きっぷ」、JRバス関東との「筑波山ストーリー」等）の発売や、各種イベント（装飾を施したケーブルカー車内で朗読劇を聞かせる「ストーリーテラズレールウェイ」、もみじをライトアップした「ナイトクルージング」等）の実施に加え、鉄道グッズ（「ピンバッジ」や「硬券キーホルダー」等）の販売など、増収策に積極的に取り組んでまいりました。

さらに、経営基盤の合理化、費用の削減、安全対策ならびに利便性の向上を図るため、平成27年3月には原動・制御装置の更新に伴う自動運転化や駅員の定員削減、駅照明のLED化、自動券売機の交通系IC利用を進めるなど各種施策を実施してまいりました。

しかしながら、山中という厳しい事業環境下において、甚大化する自然災害に備えた安全対策についてはより一層継続強化していかなくてはなりません。

特に鋼索鉄道車両の更新については、車両台車部で昭和29年の運用開始より72年、客車部で平成7年の更新より31年が経過しております。老朽化に加えて車両部品の一部生産終了や代替品の調達が近年ますます困難になってきたこと等により、更新を実施する必要性が非常に大きいものとなっております。

さらに、鋼索鉄道車両は国内に製造メーカーが存在しないことから海外製に頼らざるを得ない状況であり、昨今の円安進行、金利上昇等を背景に製造費が高騰しているところがあります。

当社では、平成7年11月に運賃改定を実施して以降、消費税引き上げに伴う改定を除き、31年に渡り運賃を据え置いてまいりました。運賃改定実施後には、自然災害等に対する更なる安全対策投資（擁壁補強工事、落石防止対策工事、トンネル躯体補強工事等）を実施するとともに、物価高騰のなかで賃金水準を維持しながらの人材の維持確保や、筑波山地域のより一層の観光活性化に取り組んでまいり所存です。

何卒ご認可下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

添 付 書 類

- 1 旅客運賃変更要領書
- 2 営業キロ程表
- 3 申請運賃一覧表
- 4 現行・申請運賃一覧表
- 5 旅客運賃の計算方法及び適用方法
- 6 収入原価総括表

1. 旅客運賃変更要領書

種 別		現 行	申 請	
普 通 旅 客 運 賃	制度	均一制	均一制	
	営業キロの 計算			
	運賃計算方	大人片道旅客運賃 590円 大人往復旅客運賃 1,070円	運賃は次の額を最高額として別途定める 額とする。 大人片道旅客運賃 930円 大人往復旅客運賃 1,860円	
	小児及び幼児 の計算方	小児の旅客運賃は、大人普通旅客運賃を 折半し、端数計算する。 (四捨五入して10円単位とする) 幼児の旅客運賃は、これを小児とみなし て取り扱う場合を除き無賃とする。	現行に同じ	
定 期 旅 客 運 賃	制度	均一制	均一制	
	営業キロの 計算			
	小児及び幼児 の計算方	設定なし	設定なし	
	通勤	1ヶ月	12,810円	現行に同じ
		3ヶ月	36,520円	現行に同じ
		6ヶ月	設定なし	設定なし
	通学	1ヶ月	設定なし	設定なし
3ヶ月		設定なし	設定なし	
6ヶ月		設定なし	設定なし	

2. 営業キロ程表

駅名	キロ程	摘要
<small>みやわきえき</small> 宮脇駅	0.000	つくば市筑波1番地
<small>つくばさんちょうえき</small> 筑波山頂駅	1.600	つくば市筑波1番地

3. 申請運賃一覧表（普通・通勤定期）

（1）普通旅客運賃表

種 別	申請運賃	摘 要
片 道	930円	旅客運賃の計算方法 普通旅客運賃 （1）大人旅客運賃 左に記した額を最高額として別途定める額とする。 （2）小児旅客運賃 大人普通旅客運賃を折半し、端数計算する。 （四捨五入して10円単位とする）
往 復	1,860円	

（2）定期旅客運賃表

種 別	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
通 勤	12,810円	36,520円	設定なし
摘 要			
通学定期旅客運賃ならびに小児の定期旅客運賃については設定がない。			

4. 現行・申請運賃一覧表

普通旅客運賃値上率表

(運賃 単位：円)

(値上率 単位：%)

(普通運賃)

種 別	現行運賃	申 請	
		運 賃	値上率
片 道	590円	930円	57.6%
往 復	1,070円	1,860円	73.8%
摘 要			
<p>運賃計算方法</p> <p>小児の旅客運賃は、大人普通旅客運賃を折半し、端数計算する。 (四捨五入して10円単位とする)</p>			

5. 旅客運賃の計算方法及び適用方法

筑波観光鉄道株式会社

第1. 運賃の計算方法

1. 普通旅客運賃

(1) 対キロ制のもの

- イ. キロ程の端数計算 該当なし
- ロ. 運賃計算上使用するキロ程 該当なし
- ハ. 運賃計算方 該当なし
- ニ. 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 該当なし
- ホ. 最低運賃 該当なし
- ヘ. 特定運賃 該当なし

(2) 区間制のもの

- イ. 運賃計算方 該当なし
- ロ. 小児、幼児の運賃計算方 該当なし
- ハ. 最低運賃 該当なし
- ニ. 特定運賃 該当なし

(3) 均一制のもの

- イ. 運賃計算方
運賃は次の額を最高額として別途定める額とする。
大人片道 930円 往復割引1,860円 (小児半額)
- ロ. 小児、幼児の運賃計算方
 - ①小児の旅客運賃は、大人普通旅客運賃を折半し、端数計算する。
(四捨五入して10円単位とする)
 - ②幼児の旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。
- ハ. 最低運賃 該当なし
- ニ. 特定運賃 該当なし

2. 定期旅客運賃

(1) 対キロ制のもの

- イ. キロ程の端数計算方 該当なし
- ロ. 運賃計算方(1ヶ月) 該当なし
- ハ. 最低運賃 該当なし
- ニ. 3ヶ月定期旅客運賃の計算方 該当なし
- ホ. 6ヶ月定期旅客運賃の計算方 該当なし
- ヘ. 小児定期旅客運賃の計算方 該当なし
- ト. 特定運賃 該当なし

(2) 均一制のもの

- イ. 通勤定期旅客運賃
1ヶ月 12,810円 3ヶ月 36,520円
- ロ. 小児の定期旅客運賃の計算方 設定なし
- ハ. 特定運賃 設定なし

3. 回数旅客運賃

(1) 運賃計算方

- イ. 記名式 設定なし
- ロ. 無記名式
片道大人普通旅客運賃を10倍した額によって11片券を発売する。

- ハ. 小児回数旅客運賃の計算方
大人回数旅客運賃を折半して、端数計算する。
(四捨五入して100円単位とする)

4. 団体旅客運賃

(1) 運賃計算方

イ. 大人の場合

大人団体旅客運賃は、1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を端数計算し、これに団体総人員を乗じた額とする。

ロ. 小児の場合

小児団体旅客運賃は、1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を端数計算し、これに団体総人員を乗じた額とする。

ハ. 大人、小児混乗の場合

大人、小児各別に前各号によって算出した額を合計したものとする。

(2) 無賃扱人員

普通旅客団体が51人以上100人までのときは、1人の旅行斡旋人等を、101人以上のときは、2人以内の旅行斡旋人等をそれぞれ無賃扱いとする。
学生旅客団体が31人以上のときは、内教職員1人を無賃扱とし、31人増すごとに1人を無賃扱いとして加える。

団体旅客運賃割引率

団体種別 \ 人員	30人以上	100人以上
	普通団体	1割
学生団体	1割	2割

5. 貸切旅客運賃

(1) 運賃計算方

設定なし

(2) 貸切旅客運賃の最低額

イ. 対キロ制のもの

設定なし

ロ. 区間制又は均一制のもの

設定なし

(3) 定員超過の場合の取扱方

設定なし

6. 特殊割引旅客運賃

(1) 運賃計算方

イ. 身体障害者・知的障害者・精神障害者及び介護者

割引率 5割引とする

ロ. 周遊船車券

割引率 1割引とする

ハ. その他

設定なし

(2) 最低運賃

設定なし

7. 特別割引旅客運賃

(1) 均一制のもの

イ. 運賃計算方

運賃は次のとおりとする。

- ① 株主（京成電鉄）割引乗車券
割引率 2割引とする
- ② 筑波山きっぷ・筑波山ストーリー
大人片道 490円 小児片道 250円

8. 運賃制度を異にする線区に跨る場合の運賃計算方 設定なし

第2. 適用方法（適用条件）

1. 普通旅客（普通乗車券）

(1) 旅客の年齢

イ. 大人、小児、幼児の別

- ① 大人 12才以上の者
- ② 小児 6才以上12才未満の者
- ③ 幼児 3才以上6才未満の者

ロ. 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- ① 乗車券を所持している者に同伴されないとき
- ② 乗車券を所持している場合でも2人以上を超えたものであるとき

(2) 通用期間

イ. 片道、往復、連続乗車券別

- ① 片道乗車券 発行当日限り
- ② 往復乗車券 片道乗車券の通用期間の2倍とする
- ③ 連続乗車券 制定なし

ロ. 通用期間の起算日と初日の時間

通用期間の初日は、時間の長短にかかわらず1日として計算する。且つ、通用開始日を指定して発売したものの他、乗車券を発売した当日から起算する。

ハ. 運賃制度を異にする線区に跨る場合 該当なし

(3) 途中下車 該当なし

(4) 乗切乗換制度の別 該当なし

2. 定期旅客（定期乗車券）

(1) 旅客の年齢

イ. 大人 12才以上の者

(2) 発売条件

イ. 普通定期乗車券 設定なし

ロ. 通勤定期乗車券

事業所に通勤のため乗車する事業所の経営者又は雇用者であって、事業所を代表する責任者の発行した通勤証明書を提出した場合に発売する。

ハ. 通学定期乗車券 設定なし

ニ. 通勤、通学定期乗車券（三角定期乗車券） 設定なし

ホ. 全線定期乗車券 設定なし

(3) 通用期間

イ. 各券種別通用期間

通勤定期乗車券 1ヶ月 3ヶ月

ハ. 通用開始日及び発売日

常時発売するものにして、通用開始日を指定して発売したものの他、発売した日より通用を開始する。

(4) 途中下車及び途中乗車 該当なし

(5) 乗車制限 特に制限しない

(6) 乗車回数 特に制限しない

3. 回数旅客（回数乗車券）

（1）旅客の年齢

イ. 大人、小児及び幼児の者

- ① 大人 12才以上の者
- ② 小児 6歳以上12歳未満の者
- ③ 幼児 3才以上6才未満の者

ロ. 大人を小児とみなして取り扱う場合

小児がその乗車券使用中12才に達した場合でもその通用期間中は小児とみなして取り扱う。

ハ. 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- ① 乗車券を所持している者に同伴されないとき
- ② 乗車券を所持している者に同伴されている場合でも2人を超えたものであるとき

（2）発売条件

旅客が駅相互間に乗車する場合に発売する。

（3）通用期間 1ヶ月とする

4. 団体旅客（団体乗車券）

（1）旅客の年齢

イ. 大人、小児及び幼児の別

- ① 大人 12才以上の者
- ② 小児 6才以上12才未満の者
- ③ 幼児 3才以上6才未満の者

ロ. 幼児を小児とみなして取り扱う場合

団体旅客として乗車するとき、又は3才以上の幼児が団体旅客に同伴されるとき。

（2）適用条件

旅客が発着駅及び目的を同じくして30人以上一団となって旅行する場合で、予め、人員、行程、その他輸送計画に必要な事項を申し出て社の承認を受けた場合は、これに対して旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

イ. 学生団体

学校教育法第1条による学校の学生、生徒又は児童とその付き添い人、教職員によって構成された団体で該当学校の教職員の引率するもの。

ロ. 普通団体

前項以外のもので責任ある代表者の引率するもの。

（3）通用期間

その都度定める

（4）責任人員

設定なし

（5）予約金制度

社が必要と認めたときは団体旅客の申し込み者からその申し込み人員に相当する団体旅客運賃の1割以内の額を予約金として收受することができる。

5. 貸切旅客（貸切乗車券）

（1）旅客の年齢

設定なし

（2）適用条件

設定なし

（3）通用期間

設定なし

（4）予約金制度

設定なし

6. 特殊割引旅客

（1）学生割引

設定なし

（2）被救護者割引

設定なし

（3）身体障害者・知的障害者・精神障害者及び介護者割引

5割引とする

（4）周遊船車券割引

1割引とする

7. 特別割引普通旅客（特別割引乗車券）

(1) 旅客の年齢

イ. 大人、小児及び幼児の者

- ① 大人 12才以上の者
- ② 小児 6歳以上12歳未満の者
- ③ 幼児 3才以上6才未満の者

ハ. 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- ① 乗車券を所持している者に同伴されないとき
- ② 乗車券を所持している者に同伴されている場合でも2人を越えたものであるとき

(2) 通用期間

イ. 片道、往復、連続乗車券別

- ① 片道乗車券 発行当日限り
- ② 往復乗車券 片道乗車券の通用期間の2倍とする
- ③ 連続乗車券 制定なし

ロ. 通用期間の起算日と初日の時間

通用期間の初日は、時間の長短にかかわらず1日として計算する。且つ、通用開始日を指定して発売したものの他、乗車券を発売した当日から起算する。

ハ. 運賃制度を異にする線区に跨る場合 該当なし

(3) 途中下車 該当なし

(4) 乗切乗換制度の別 該当なし

8. 運賃制度を異にする線区に跨る場合の通用期間の計算方等 該当なし

9. 入場券所持者の随伴幼児

入場券所持者が同伴する6才未満の者は無料とする。

10. 無料手回り品

(1) 無料手回り品の範囲

旅客は、次の区分によりその携帯する物品を手回り品として無料で持ち込むことが出来る。

- イ. 容積0.025m³以内で重量5kg以内のもの1個に限る。
- ロ. 長さは1m以内のものに限る。但し、和傘、洋傘、杖及び運動用具については1.6mまでとする。

(2) 持ち込み禁止の手回り品

危険品は手回り品として車内に持ち込むことは出来ない。

11. 有料手回り品

旅客は1乗車ごとに第62条（1個につき300円）に定める手回り品持ち込み料を払って次の各号の一に該当するものを手回り品として車内に持ち込むことが出来る。

- (1) 巡回医療班の携帯するレントゲン機械
- (2) 巡回映画班の携行する映写機械
- (3) その他社が特に必要と認めたもの

但し、危険品は車内に持ち込むことが出来ない。

運輸に関する料金

1. 再徴した旅客運賃の払い戻し手数料（40条） 1枚につき 50円
2. 旅行開始前の旅客運賃の払い戻し手数料（42・43条）
 - 普通乗車券 1枚につき 50円
 - 団体乗車券 1枚につき100円
 - 定期乗車券 1枚につき100円
3. 定期乗車券使用開始後の旅客運賃払い戻し手数料（45条）
 - 1枚につき100円
4. 入場料金（47条） 1枚につき 50円
5. 手回り品持ち込み料（62条） 1個につき300円
6. 一時預かり料（67条） 1個1日につき500円

6.収入原価総括表

・原価については、申請運賃により算出した原価及び事業報酬により、現行運賃の原価及び事業報酬も同額とすることも可（現行運賃による収支率は「参考」であり、作業軽減のため）。

・5.7.8.9.19.21.22号表と突合せ（計算式の確認）。平年度3年間合計の収支率が100%を超えないことを確認。

（第4号表）

（単位：千円）

科 目	最近1年間 実績	翌年度 推定	翌々年度 推定	平年度（1年目）		平年度（2年目）		平年度（3年目）		平年度（3年間合計）				
	2024	2025	2026	現行	申請	現行	申請	現行	申請	現行 (a)	申請 (b)	増加額 (c=b-a)	増収率 (c/aX100)	
収	旅客運賃	216,232	213,345	285,641	211,558	357,408	210,662	355,982	209,769	354,556	631,989	1,067,946	435,957	69.0
	定期外	214,640	211,904	284,327	210,371	356,221	209,603	354,923	208,837	353,624	628,811	1,064,768	435,957	69.3
	定期	1,592	1,441	1,314	1,187	1,187	1,059	1,059	932	932	3,178	3,178	0	0.0
	手小荷物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	貨物運賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	小口扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	車扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
入	運輸雑収	2,674	3,003	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	8,259	8,259	0	0.0
	計	218,906	216,348	288,394	214,311	360,161	213,415	358,735	212,522	357,309	640,248	1,076,205	435,957	68.1
	(A) 営業外収入	343	72	72	72	72	72	72	72	72	216	216	0	0.0
合 計	219,249	216,420	288,466	214,383	360,233	213,487	358,807	212,594	357,381	640,464	1,076,421	435,957	68.1	
原 価	人件費	78,716	84,271	95,240	95,950	95,950	96,819	96,819	97,531	97,531	290,300	290,300		
	修繕費	9,222	15,600	17,300	56,100	56,100	13,600	13,600	12,600	12,600	82,300	82,300		
	経費	26,687	25,568	26,323	60,074	60,074	36,488	36,488	26,803	26,803	123,365	123,365		
	諸税	2,231	2,208	2,208	2,208	2,208	14,694	14,694	12,921	12,921	29,823	29,823		
	減価償却費	47,172	46,380	72,978	181,181	181,181	168,240	168,240	154,577	154,577	503,998	503,998		
	計	164,028	174,027	214,049	395,513	395,513	329,841	329,841	304,432	304,432	1,029,786	1,029,786		
	(B) 支払利息	13	200	9,420	18,094	18,094	16,995	16,995	15,873	15,873	50,962	50,962		
雑支出	337	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合 計	164,378	174,307	223,469	413,607	413,607	346,836	346,836	320,305	320,305	1,080,748	1,080,748			
差 引 損 益	54,871	42,113	64,997	-199,224	-53,374	-133,349	11,971	-107,711	37,076	-440,284	-4,327			
配当所要額 (C)	4,780	2,644	2,644	2,644	2,644	2,644	2,644	2,644	2,644	7,932	7,932			
再 差 引 損 益	50,091	39,469	62,353	-201,868	-56,018	-135,993	9,327	-110,355	34,432	-448,216	-12,259			
収 支 率	A/BX100	133.4	124.2	129.1	51.8	87.1	61.6	103.5	66.4	111.6	59.3	99.6		
	A/(B+C)X100	129.6	122.3	127.6	51.5	86.5	61.1	102.7	65.8	110.7	58.8	98.9		